○半田市水路等の使用料の減免に関する規則

昭和六十年六月二十五日

規則第十三号

改正 平成三年三月二八日規則第一二号

平成六年三月二九日規則第八号

令和四年三月三一日規則第一六号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市水路等の管理に関する条例(昭和四十四年半田市条例第三十四 号。以下「条例」という。)第九条に規定する水路等使用料の減免の実施に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(水路等使用料の減免)

第二条 条例第九条の規定により、使用物件の種類において、市長が必要と認めた場合に限り、その者から徴収する使用料に、別表に定める減免率を乗じた額を減免する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則(平成三年三月二八日規則第一二号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成六年三月二九日規則第八号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(令和四年三月三一日規則第一六号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表 (第二条関係)

使用料の減免率			
占用物件の種類	減免率		
国及び地方公共団体の事業に係るもの	百分の百		
 架空の水路等縦断電線及び電話線のうち、その支持物が水路等の区	 百分の百		
域外にあつて電線及び電話線のみが使用するもの			
架空の水路等横断電線及び電話線	百分の百		
架空の各戸引込電線及び電話線	百分の百		
各戸引込地下埋設管	百分の百		
電気事業者が第一種電気通信事業者の使用物件である電話柱に添架	百分の三十		

ナス加売の電角			
する架空の電線			エハのコー
第一種電気通信事業者が電気事業者及び他の第一種電気通信事業者			日分の二十
の使用物件である電柱及び電話柱に添架する架空の電話線			
使用物件たる電柱を支えている支柱及び支線			百分の百
街とうその他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの			百分の百
ガス事業法に規定するガス	各戸引込埋設管及び支管	百分の百	
事業者が設けるガス管	六三メートル以下のもの)		
	右記を超えるもの		百分の十
側溝、路端又は法面に鉄板、板などを常置する軽易な通路(間口は		百分の百	
個人三メートル以内。事業用は六メートル以内)			
公共的団体が設ける電話柱又は用排水管			百分の百
街とう、電柱等に添架(塗布を		袖看板	百分の二十五
		巻看板	百分の四十
飲料用水道管(水道法によるものを除く。)			百分の百
テレビ用アンテナ線			百分の百
公共下水道、排水路その他排水施設に接続する私設の下水道		百分の百	
農業用かんがい用水管(公共団体又は公共的団体が設けるものを除			百分の百
⟨、)			
占用物件でない電柱を支えている支柱及び支線(支柱若しくは支線			百分の百
の使用料又は支柱と支線の合計の使用料が電柱の使用料を超える			
額)			
自動運行補助施設			百分の百
		ただし、令和十三年三	
		月三十一日までに限	
			る。